

後発医薬品のさらなる使用促進のお願い

当院では、厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従い、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。



後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、**先発医薬品より安価で、同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ**医薬品のことです。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いております。そこで当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことがありましたら薬剤師までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

施設基準